平成２６年（フ）第２０７号
北九州市八幡西区藤田１丁目１番22―404号
債務者　吉村　昌代
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１５号
北九州市八幡東区大蔵３丁目２番３―204号
債務者　新谷由紀恵
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３０号
大分県津久見市大字千怒4967番地
債務者　松下　靖市
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３３号
宮崎市下北方町塚原5704番地４
債務者　長野　真二
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番12―32号
債務者　石谷　晴香
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３１号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目14番２―202号　タウンヒル田畑Ⅰ
債務者　田實　文則
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目14番２―202号　タウンヒル田畑Ⅰ
債務者　田實眞由美
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
鹿児島県伊佐市大口牛尾90番地２
債務者　五百路智子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
鹿児島県姶良市加治木町反土４番15番地426
債務者　西城戸美香
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目９番７―１号
債務者　中村　好子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
鹿児島県伊佐市大口里426番地１　レインボーイデハラ１号
債務者　佐藤かおり（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目15番11号　林ハイツ201
債務者　小玉　友行
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
福島県郡山市安積町荒井字柴宮山27番地の11
債務者　橋本あやね
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
福島県郡山市菜根４丁目12番15号
債務者　安藤　順子（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
神戸市西区押部谷町福住579番地の１　県住５―104号、前住所兵庫県西宮市里中町１丁目６番14―205号
債務者　辻岡　鉄男
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
神戸市西区玉津町今津507番地の９
債務者　前田　貴之
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
兵庫県明石市大道町１丁目16番17号　大道アバンティ303号
債務者　鯉口　　正
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係